

4漁協が吉野川漁連脱退へ

「不透明な運営」理由

共同漁業権抹消の可能性



共同漁業権 一定の水域を漁業者が共同利用して漁業を営む権利。従来「一河川一漁業権」が原則とされており、漁業法に基づき、漁業権の対象となる魚種の稚魚の放流などによる魚の増殖義務も課される。5種類あり、第5種共同漁業権は内水面において営む漁業で、第1種共同漁業（海藻や貝類、定着性の水産動植物の捕獲が目的）に該当しないものを指す。

数のうち3分の1以上の世帯が脱退した場合、共同漁業権は取り消される。漁連に所属する正組合員数は2817人(22年12月末時点)で、うち脱退を表明している4漁協の正組合員数は全体の約半数の1496人。

吉野川中央漁協(阿波市)の組合長も務める、吉野川漁連の有井孝夫代表理事会長は、取材に対して「漁業権を得るために必要な放流には、多額の費用がかかる。はつきりしたことが分からず、まだ何も決まっていな

いので、お話しすることはない」としている。
(社会部取材班)

吉野川漁業協同組合連合会(漁連)を構成する7単協のうち、三好河川漁協(三好市)など4単協が漁連からの脱退を届け出たことが分かった。脱退する単協は「ずさんで不透明な資金運営」を理由としており、12月31日付で正式に脱退となる見通し。脱退となれば、漁業法に基づき吉野川漁連に許可されている吉野川一帯での共同漁業権が取り消される可能性が高い。その場合、アユなどの漁の許可が不要になる一方、生息数を守る放流や漁場管理といった環境保全活動が行われなくなり、水産資源への悪影響は避けられない。大規模河川の共同漁業権の取り消しは全国的にも極めてまれだ。
(25面に関連記事)

遊漁券販売など不可に

脱退を決めたのは、三好市)。組合員の承認を得た

河川漁協のほか、吉野川上

流漁協(三好市)、吉野川

西部漁協(美馬市)、麻植

阿波吉野川漁協(吉野川

脱退する単協の関係者らによると、漁連の運営は赤字が膨らみ、定期預金や国債の取り崩しなどでやりくりする状態に陥っていた。業務報告書によると、2020年3月にはそれまでの繰越損失金約8127万円を法定準備金で補填。22年度の損失処理案では、当期純損失約1005万円を繰越剰余金で補った結果、次期繰越金が約30万円と厳しい運営状況が見込まれている。県も、収支のバランスの見直しなど、正常な運営に向けての指導を複数回行っていたとしている。

関係者によると、漁連は昨年の理事会などで7漁協からの出資金6935万円を運営費用に取り崩す方針を提案した。これに疑問を持った単協が脱退の声を上げ始め、最終的に4単協が漁連を離れる決断をした。吉野川西部漁協の木村徳治組合長は「運営は長年改善せず、出資金を使ったとしても数年も持たない。これ以上はついていけない」ということで、組合員にも説明して決めた」と話す。

問題として浮上するのが漁連が得ている吉野川の第5種共同漁業権だ。漁業法によると、漁連全体の世帯

特定の漁法は制限され、漁連などが遊漁券の販売で得ていた収入もなくなる。放流などの環境保全活動は少

吉野川漁連脱退

アユ・ウナギへ影響懸念

釣り人ら「いなくなるかも」

吉野川のアユやウナギはどうなるのか。四つの漁協が吉野川漁業協同組合連合会（漁連）からの脱退を届け出たことで、吉野川の水産資源に影響が及ぶ懸念が出てきた。釣り人からは「素晴らしい吉野川をこれからも守ってほしいのか」と心配の声が上がる。

（1面参照）

るのは難しくなり、川の環境保全に与える影響が懸念される。

脱退を届け出た吉野川上流漁協（同市）の宮内邦夫組合長は「漁業権に基づき、70年以上にわたって魚の放流や河川の管理をしていたのが、ままならなくなる。今後も吉野川を守る方法をどうにか考えたい」としている。麻植阿波吉野川漁協（吉野川市）の野口修司組

合長も「長続きしない組織にずっとついていくわけにもいかないが、1級河川一帯が野放し状態になってしまつのは、非常に由々しい問題だと認識している」と危機感をあらわにした。

より、漁連と単協などが共同で漁業権を申請する制度が保証されている。今後漁業権が必要なのであれば、3分の2以上の世帯数となるよう、漁連と脱退した単協とが共同申請を進めるしかないのではないか。

また行政については、稚魚の放流など環境保全の面から、両者の共同申請が進むよう適切に配慮していく姿勢が求められる。



吉野川漁業協同組合連合会の事務所＝阿波市吉野町

届け出漁協も危機感

脱退を届け出た4単協の関係者は口々に運営の問題点を指摘する。三好河川漁協（三好市）の山口達郎組合長は「出資金に手をつけないといけないというのは、破産だということだ」と強調。一方で、「高価な網が使えなくなることに対する組合員からの切実な声はある。遊漁券販売は釣具店などの売り上げにもなっており、心苦しい」と苦しい胸の内を明かす。

アユ漁の場合、遊漁券の販売収益などで稚アユの放流を行っている。共同漁業権が取り消されると、これまでのような放流を継続す

漁業権権利主体組織ではない

漁業権に詳しい熊本一規明治学院大名誉教授（環境政策）の話 単協が行政や漁連の言いなりになるケースが多い中、管理体制など問題に異議申し立てを行うのは好ましいことだ。しかし、漁連が分裂して

漁業権が取り消されるといった前例は聞いたことがなく、通常は考えられないことだ。漁業権は本来関連地域に住んでいる漁民のものであり、決して漁連などの組織が権利主体ではない。漁業法72条5項の規定に